

事務連絡
令和3年9月8日

各都道府県バス協会 専務理事様

公益社団法人日本バス協会
総務部

今後の催物の開催制限等の取扱い及び補足の留意事項について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（R3.9.1付け事務連絡）により、催物の開催制限に係る留意事項について周知のお願いをしたところですが、その際に、「別途通知する」とされていた緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いについて「10月末までは現在の開催制限を維持する」旨の周知の依頼（別添1）、また、今般、事前相談において都道府県から適切な感染症対策を指導し、催物主催者においても事前相談及びHP上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにも関わらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案が発生したこと等を踏まえた補足の留意事項（別添2）について、それぞれ内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より国土交通省自動車局を通じて事務連絡がありました。

各都道府県バス協会におかれましては、これらについて傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

《添付資料》

- ・国土交通省自動車局 事務連絡（令和3.9.3付け）
「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」
- ・別添1 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡（R3.8.27付け）
「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」
- ・参考 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第6回） 資料
「今後のイベント開催制限等のあり方について」
- ・国土交通省自動車局 事務連絡（令和3.9.3付け）
「催物の開催制限に係る留意事項について（補足）」
- ・別添2 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡（令和3.9.1付け）
「催物の開催制限に係る留意事項について（補足）」